

地域医療構想を踏まえた『公的医療機関等 2025 プラン』について

平成 29 年 8 月 4 日付け医政発 0804 第 2 号 厚生労働省医政局長通知

公的医療機関等あて

(赤十字病院、済生会病院、国立病院機構、特定機能病院 等)

(中略)

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、(中略) 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない医療機能や、中心的な医療機関との連携を踏まえ、役割の明確化を図ることとされている。

病院事業を設置する地方公共団体においては、(中略) 平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、構想達成に向けた具体的な議論が促進される(中略)

(中略)

については、(中略)『公的医療機関等 2025 プラン』を策定し、地域医療構想調整会議において提示、具体的な議論を進めていただくよう、(中略)お願いします。

(中略)



これを受けて、滋賀県では、公立病院においても『公的医療機関等 2025 プラン』の項目に合わせて作成いただき、医療提供体制についての議論を進める一助とする。

○『公的医療機関等 2025 プラン』 項目

【基本情報】 医療機関名、設置主体、許可病床数、稼働病床数、診療科目 等

【現状と課題】 構想区域の現状と課題、当該医療機関の現状と課題 等

【今後の方針】 当該医療機関が今後、地域において担うべき役割 等

【具体的な計画】 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項 等